

審査基準（公表用）

所管部（局）・課 道路課

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	法令の番号	平成7年法律第39号						
許認可等の種類	電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認	根拠条項	第15条 第1項						
審査基準	<p>○電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて（平成9年3月14日道政発第37号）の1電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の審査基準による。</p>								
	受付機関	各土木事務所	処理機関	道路課	交付機関	道路課	標準処理期間	一日	目次
						標準経由期間	一日	NO	

